

横浜市立大学医学部等バイオセーフティ委員会規程

制 定 平成 23 年 7 月 26 日 規程第 184 号
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 46 号

(趣旨)

第 1 条 本規程は、横浜市立大学医学部等における病原体等に関する安全管理規程第 6 条第 4 項に基づき、横浜市立大学医学部等バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 医学研究科長（以下「研究科長」という。）から指名された教員
- (2) 医学部等遺伝子組換え実験安全委員会委員長又は副委員長
- (3) R I 研究センター長又は放射線取扱主任者
- (4) 動物実験センター長又は動物実験施設管理者
- (5) 研究推進部長
- (6) その他委員会として認める者

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は研究科長が任命し、委嘱するものとする。

(委員の任期)

第 4 条 第 2 条各号に定める委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、本委員会を代表し、委員会の運営を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長不在時には委員長の代理任務を行う。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

3 委員は、会議の招集に際して職務の都合上やむを得ない場合は、議事について委任することができる。

(定足数)

第 7 条 会議の成立は、委員の半数以上の出席による。

(議決)

第 8 条 議決は、出席委員の過半数の同意を要する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバー)

第 9 条 委員会は、必要がある場合は、オブザーバーとして委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は研究基盤課において行う。

(その他)

第 11 条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 40 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 2 条に関しては、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年規程第 61 号)

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年規程第 67 号)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年規程第 46 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。